

# 岐阜地方最低賃金審議会第1回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年7月29日 14:40 ~ 15:45		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金専門部会部会長、部会長代理の選出について          ・部会長に高橋委員、部会長代理に栗山委員を選出した。</p> <p>(2) 岐阜県最低賃金専門部会運営規程について          ・原案のとおり決定した。施行日は令和4年7月29日。</p> <p>(3) 岐阜県最低賃金専門部会の審議日程について          ・第2回岐阜県最低賃金専門部会以降の日程について協議し下記のとおり決定した。          第2回岐阜県最低賃金専門部会 8月2日(火) 午後1時30分から          第3回岐阜県最低賃金専門部会 8月4日(木) 午後2時00分から          第4回岐阜県最低賃金専門部会 8月5日(金) 午前9時30分から</p> <p>(4) 岐阜県最低賃金の改正決定について          事務局から資料について説明。          労使双方より、審議に関する基本的な考え方の表明があった。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金決定の三要素と岐阜県の経済状況を踏まえ、四項目を基軸に審議を進めたい。</li> <li>①生存権を確保したうえで労働の対価としてふさわしい水準の確保。</li> <li>②コロナ禍の影響を踏まえ、経済、社会の活力の源となる人への投資。</li> <li>③急激な物価上昇が働く者の生活に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえて消費者物価上昇率を考慮。</li> <li>④労働力流出の要因である地域間格差の是正。</li> </ul> <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金は、個別企業の経営状況や支払い能力に関係なく決められるものであり、厳しい状況にある企業を切り捨ててしまっても良いものか、慎重な判断が求められる。最低賃金決定の三要素の具体的な数字をどのように読み解くかで議論を深めていきたい。</li> </ul>			